

平成 28 年 2 月 15 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号
MCUBS MidCity 投資法人
代表者名 執行役員 松尾 桂
(コード番号：3227)
URL： <http://www.midreit.jp>

資産運用会社名
東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号
MCUBS MidCity 株式会社
代表者名 代表取締役社長 松尾 桂
問合せ先 代表取締役副社長 鈴木 直樹
TEL. 03-5293-4150 (代表) E-mail: IR@mcubs-midcity.com

資産運用会社によるサステナビリティに関する一連の取組みについて

MCUBS MidCity 投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託する MCUBS MidCity 株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、サステナビリティ（持続可能性）に関する方針等の制定および署名を行いました。これら一連の取組みについて下記の通りお知らせします。

記

1. 概要

気候変動や資源枯渇などの環境問題や、人権尊重やコミュニティ発展などの社会的責任は人類が直面する喫緊の課題となっており、企業に対しても全てのステークホルダーからこうした課題への対応がますます要請されるようになっていきます。

本資産運用会社では、従来より環境や社会的責任に留意した運用を行って参りましたが、昨年（平成 27 年）にサステナビリティに関する方針の制定を行いました。本年、外部機関が定める原則への署名を行うとともに、今後も継続して環境負荷の低減と地域社会への貢献に取り組んでいき、持続可能な社会の実現を目指してまいります。

2. サステナビリティへの取組み ～各種方針等の制定および署名～

- ・ 「環境憲章」の制定
- ・ 「責任不動産投資に係る基本方針」の制定
- ・ 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」への署名
(平成28年2月15日現在)

3. 本取組みが本投資法人に与える影響

現在現在公表している本投資法人の運用状況の予想に与える影響はございません。

各項目の概要については後記【ご参考】をご覧ください。

【ご参考】

「環境憲章」の制定

MCUBS MidCity 株式会社（以下「当社」といいます。）は、以下の環境憲章を制定いたしました。

当社は、地球が最大のステークホルダーであると認識し、事業活動を通じて持続可能な社会の実現を目指します。

（気候変動）

当社は、新技術や新たな仕組みを活用し、温室効果ガスの削減に取り組みます。

（サステナビリティ）

当社は、資源の持続可能な利用に努めます。

（生物多様性）

当社は、生態系がもたらす様々な恩恵の重要性を認識し、生物多様性への影響を緩和するとともにその保全に貢献します。

（汚染防止）

当社は、環境負荷低減や環境保全によって生じる環境価値の創出・向上に努めます。

（コミュニケーション）

当社は、環境に関する企業情報を適時・適切に開示し、多様なステークホルダーとのコミュニケーション・協働を推進します。

（コンプライアンス）

当社は、環境諸法規を遵守するとともに、国際行動規範に即した行動をとります。

「責任不動産投資に係る基本方針」の制定

MCUBS MidCity 株式会社（以下「当社」といいます。）は、「環境憲章」に加えて、実際に責任不動産投資に取り組む上での基本方針も同時に制定いたしました。本ポリシーは、以下の内容により構成されています。

1. イントロダクション
2. 当社の取組体制
3. 当社の責任不動産投資（RPI）についての考え方
4. 当社の使命
5. 当社の責任不動産投資戦略
6. 当社の責任不動産投資に関する開示方針
7. 方針の改定

「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」への署名

「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」とは、環境省が事務局となり、持続可能な社会の形成のために必要な責任と役割を果たしたいと考える金融機関の行動指針として平成23年10月に策定された原則です。MCUBS MidCity 株式会社は、本原則の考え方に賛同し、平成28年2月4日に署名しました。

原則

1. 自らが果たすべき責任と役割を認識し、予防的アプローチの視点も踏まえ、それぞれの事業を通じ持続可能な社会の形成に向けた最善の取組みを推進する。
2. 環境産業に代表される「持続可能な社会の形成に寄与する産業」の発展と競争力の向上に資する金融商品・サービスの開発・提供を通じ、持続可能なグローバル社会の形成に貢献する。
3. 地域の振興と持続可能性の向上の視点に立ち、中小企業などの環境配慮や市民の環境意識の向上、災害への備えやコミュニティ活動をサポートする。
4. 持続可能な社会の形成には、多様なステークホルダーが連携することが重要と認識し、かかる取組みに自ら参画するだけでなく主体的な役割を担うよう努める。
5. 環境関連法規の遵守にとどまらず、省資源・省エネルギー等の環境負荷の軽減に積極的に取り組み、サプライヤーにも働き掛けるように努める。
6. 社会の持続可能性を高める活動が経営的な課題であると認識するとともに、取組みの情報開示に努める。
7. 上記の取組みを日常業務において積極的に実践するために、環境や社会の問題に対する自社の役職員の意識向上を図る。

以上